

川口市利用者負担(保育料)基準表

		クラス年齢	0~2歳		3歳		4~5歳	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1階層	生活保護受給世帯	円0	円0	円0	円0	円0	円0	
2階層	市区町村民税非課税世帯	2,000	1,900	1,500	1,400	1,500	1,400	
3階層	市区町村民税均等割のみ課税世帯	6,000	5,800	4,500	4,400	4,500	4,400	
4階層	(税額控除は適用されません。ただし、調整控除は除く。) 市区町村民税所得割課税額	48,600円未満	9,000	8,800	7,000	6,800	7,000	6,800
5階層		48,600円以上 58,700円未満	12,500	12,200	10,000	9,800	10,000	9,800
6階層		58,700円以上 97,000円未満	19,500	19,100	16,000	15,700	16,000	15,700
7階層		97,000円以上 131,300円未満	33,000	32,400	23,500	23,100	21,500	21,100
8階層		131,300円以上 169,000円未満	44,000	43,200	26,000	25,500	22,500	22,100
9階層		169,000円以上 213,000円未満	54,000	53,000	27,000	26,500	23,500	23,100
10階層		213,000円以上 257,000円未満	57,000	56,000	29,000	28,500	24,000	23,500
11階層		257,000円以上 301,000円未満	60,000	58,900	30,000	29,400	24,500	24,000
12階層		301,000円以上 349,000円未満	63,000	61,900	31,000	30,400	25,000	24,500
13階層		349,000円以上 397,000円未満	66,000	64,800	32,000	31,400	25,500	25,000
14階層		397,000円以上	69,000	67,800	33,000	32,400	26,000	25,500

※4月から8月までは前年度の、9月から翌年3月までは現年度の市区町村民税額に応じて、利用者負担(保育料)を算定します。

※市区町村民税の税額控除(住宅借入金等特別控除等。ただし、調整控除を除く。)は、利用者負担(保育料)の算定時に適用されません。

※税未申告や必要書類の未提出等の理由により、市区町村民税額が確認できない場合の利用者負担(保育料)は、暫定的に最高額での決定となります。

※要保護世帯(ひとり親世帯もしくは障害者の方と同居されている世帯)の方が2階層の決定となった場合は、利用者負担(保育料)が減免となります(2*階層)。また、世帯の市区町村民税所得割額が77,101円未満である場合は、第1子については2階層で定められた額の満額を負担、小学生以上の兄弟であっても生計を一にしているのであれば、第2子以降については減免となります。

※多子世帯の方で、世帯の市区町村民税所得割額が57,700円未満の場合は、小学生以上の兄弟であっても生計を一にしているのであれば、第2子については徴収基準表に定める利用者負担(保育料)の半額を負担、第3子以降については減免となります。

※2階層の世帯の方については、第2子以降は減免となります。

※保護者の所得金額が33万円未満の方で、祖父母と同居している場合は、祖父母の市区町村民税額により利用者負担(保育料)を算定します。